

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第六十五号

##### 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「第七十八号(三)」の下に「、第八十九号(三)」を加え、同条第二十六号中(ウ)を(ヤ)とし、(ウ)を(カ)とし、(キ)を(ク)とし、(ク)を(ケ)とし、(ケ)を(コ)とし、(コ)を(ク)とし、(ク)を(ケ)とし、(ケ)の前に次のように加える。

(ウ) 第五十六条の二の二十一第一項の規定による勧告

(ウ) 第五十六条の二の二十一第二項の規定による措置命令

第十六条第二十六号に次のように加える。

(ウ) 第五十六条の五第三項の規定による報告の徴収及び立入検査

第十六条第四十号中(ウ)を(ヤ)とし、(ウ)を(カ)とし、(キ)を(ク)とし、(ク)を(ケ)とし、(ケ)の前に次のように加える。

(ウ) 第二十一条の二第一項から第三項までの規定による勧告

(ウ) 第二十一条の三第一項及び第二項の規定による命令

第十六条第四十二号中「(ウ)又は(ウ)」を「(ウ)又は(ヤ)」に改め、同条第八十九号に次のように加える。

(三) 第四十三条の二第二項及び第六十八条の十七第二項の規定による特定技術基準対象

施設であることの証明

第十六条第七号中「(ウ)及び(ウ)」を「(ウ)、(ウ)及び(ウ)」に、「(ウ)及び(ウ)」を「(ウ)、(ウ)及び(ウ)」に改める。

第十七条第五号中(ウ)を(ヤ)とし、(ウ)を(カ)とし、(キ)を(ク)とし、(ク)を(ケ)とし、(ケ)を(コ)とし、(コ)を(ク)とし、(ク)を(ケ)とし、(ケ)の前に次のように加える。

(ウ) 第五十六条の二の二十一第一項の規定による勧告

(ウ) 第五十六条の二の二十一第二項の規定による措置命令

第十七条第五号に次のように加える。

(ウ) 第五十六条の五第三項の規定による報告の徴収及び立入検査

第十七条第十二号中(ウ)を(ヤ)とし、(ウ)を(カ)とし、(キ)を(ク)とし、(ク)を(ケ)とし、(ケ)の前に次のように加える。

(ウ) 第二十一条の二第一項から第三項までの規定による勧告

(ウ) 第二十一条の三第一項及び第二項の規定による命令

第十七条第二十七号を同条第二十八号とし、同条第二十六号中「(ウ)及び(ウ)」を「(ウ)、(ウ)及び(ウ)」に、「(ウ)及び(ウ)」を「(ウ)、(ウ)及び(ウ)」に改め、同号を同条第二十七号とし、同号の前

に次のように加える。

二十六 租税特別措置法第四十三条の二第二項及び第六十八条の十七第二項の規定による  
特定技術基準対象施設であることの証明

附 則

この規則は、平成二十六年十二月十日から施行する。